

第2期

釧路湿原自然再生普及行動計画

二〇一〇年一月

釧路湿原自然再生協議会



～はじめに～

1960年代、釧路湿原は、まだ「不毛の大地」であった。1970年代、人々の地道な調査が実を結び、多様で、特色ある自然の全容が明らかにされた（釧路湿原総合調査）。1980年代に入ると、釧路湿原は、世界から注目されることになる（1980年、ラムサール条約に登録）。そして、ついに、釧路地方を代表する自然に生まれ変わった（1987年、国立公園に指定）。1990年代、人々は、釧路湿原を憩いの場として親しむようになる。国内外から多くの人々が訪れた。

21世紀になると、数千年の年月を経てもなお、満々と水を湛える水の生態系が、徐々に変容してきていることを知る。本来の、ゆったりと、悠々と流れる湿原の時の流れに似つかわしくない急激な変化だった。湿原が「傷つき、病んできている」ことに気づきはじめる。人々は、釧路湿原の命ともいわれる河川環境に注目し、保全について検討する委員会を設置した（1999年）。そして、湿原の自然を知り、理解し、その保全を考えるため、より多くに市民の参加と環境教育の推進を求めて、その手法を調査する市民懇談会を開催し（2002年）「10の提言」をまとめた。これが、「釧路湿原自然再生普及行動計画」の礎となった。

2003年、病んだ釧路湿原の再生を目指して「釧路湿原自然再生協議会」が発足する。自然再生協議会は、釧路湿原の現状をより多くに人々に知ってもらうために、「再生普及小委員会」を設置した。小委員会は、そのための行動計画の作成をワーキンググループに託した。

ワーキンググループは、さまざまな手法を検討し、そして、釧路湿原にかかわるあらゆる取り組みを一つのネットワークで結び、お互いの経験や成果を分かち合う「ワンダグリンド・プロジェクト」をスタートさせた。プロジェクトは、より広範な、多様な人々の参加に支えられ、交流がひろがり、釧路湿原のネットワークがつくられた。5年間で、のべ189団体、のべ357件の取り組みが一つの輪で結ばれた。

本プロジェクトは、今年でひとつの節目をむかえる。この間、いわば、「傷ついた、病んだ湿原を治療する」といった、さまざまな取り組みがはじまった。新たな5年目をむかえる私たちは、これまでの、釧路湿原を「知り、理解し、親しむ」という付き合いから、湿原を「支え、恩がえし…」という間柄がもとめられているのかもしれない。「地域は、人々の生活は、湿原とともに！」という声に耳を傾けていきたい。



第4期釧路湿原
自然再生協議会会長
新庄 久志
(釧路国際ウエットランドセンター)
主任技術委員

目次

はじめに

1 背景と経緯

- 1-1 行動計画の背景…………… 2
- 1-2 これまでの経緯…………… 3

2 釧路湿原自然再生普及行動計画とは

- 2-1 目的…………… 4
- 2-2 行動計画の性格と考え方…………… 5
- 2-3 構成…………… 5
- 2-4 計画期間と進行管理…………… 6
- 2-5 推進体制…………… 7

3 行動計画の方向性と期待される取組

- 3-1 釧路湿原を知る、楽しむ、学ぶ…………… 9
- 3-2 自然再生に参加する、行動する…………… 10
- 3-3 地域と関わり、人をつなぐ…………… 11

参考資料

- ・再生普及行動計画ワーキンググループ名簿…………… 12
- ・協議会構成図…………… 13

1 背景と経緯

1-1 行動計画の背景

- 釧路湿原では、2003年11月に自然再生推進法に基づく「釧路湿原自然再生協議会」（以下、「協議会」という）が設立され、同法に基づく「釧路湿原自然再生全体構想」（2005年3月策定、以下、「全体構想」という）及び地区毎の自然再生事業実施計画（以下、「実施計画」という）により、ラムサール条約に登録された1980年頃の環境を取り戻すべく、具体的な事業が進められています。
- 自然再生は、目標達成に数十年という時間を要すること、流域全体を視野に自然の持つ自己回復力を引き出しながら進めていくこと、モニタリングと評価に基づき事業を見直しながら進めることなど、従来の環境政策や公共事業にはない特徴を持ちます。その推進のためには、地域の理解や参画を広げていくことが不可欠であり、これを支える環境教育や市民参加¹の仕組みづくりを必要とします。このため、全体構想では目標達成のための主要な施策のひとつとして「持続的な利用と環境教育の促進」を位置づけています。
- 協議会は、自然再生推進法の趣旨と全体構想を受けて、釧路湿原の自然再生にかかる環境教育や市民参加を推進するための5年計画として、「釧路湿原自然再生普及行動計画」（以下、「行動計画」という）を2005年6月に作成し、運用してきました。
- この行動計画が5年目を迎えるにあたり、これまでの実績を踏まえて内容を改定し、流域の社会、経済の持続可能な発展への貢献をも視野においた環境教育や市民参加の一層の普及、拡大に向けて、当面の目標と方策を示し、国内の自然再生を先導する「釧路方式」を特徴づけていくものです。

1 本計画では、「市民」とは、「市内に住む人」という意味ではなく、流域全体の住民、活動団体、来訪者等、広く自然再生実施者以外の人々を意味する言葉として使います。

1-2 これまでの経緯

- 1999年9月～2001年3月
「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」設置。「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」をとりまとめた。²
- 2002年9月～2003年6月
「釧路湿原の自然再生に係る市民参加・環境教育等の推進方策調査懇談会」設置。計6回の会合を経て「市民参加・環境教育の推進に関する10の提言」をとりまとめた。
- 2003年11月
「釧路湿原自然再生協議会」設立、「再生普及小委員会」の設置。
- 2004年7月～2005年6月
同小委員会に設置された「再生普及行動計画ワーキンググループ」（以下、「行動計画ワーキンググループ」という）の7回の会合、及び同小委員会での検討を経て、上記「10の提言」の具体化に向けた5年間の第1期計画として「釧路湿原自然再生普及行動計画」（以下、「行動計画」という）を作成。
- 2005年6月～現在
毎年度の具体的な取組みを募集し、報告をとりまとめる形で、第1期行動計画の進管理を開始。2006年度からは、公募で決まった「ワンダグリнда・プロジェクト」の愛称で実施。
- 2009年4月24日 第15回行動計画ワーキンググループ（改訂についての意見交換）
～7月 小委員会メンバーへのアンケート、各小委員長との意見交換実施
～9月 行動計画ワーキンググループ事務局による素案作成作業
10月19日 第16回行動計画ワーキンググループ（改訂行動計画素案の検討）
10月26日～11月15日 改定行動計画案の意見照会
12月17日 第14回再生普及小委員会
第17回行動計画ワーキンググループ（改訂行動計画案の検討）
2010年1月20日 第15回釧路湿原自然再生協議会（改訂行動計画の承認）

² この提言は、市民参加、環境教育関連の記載にそれぞれ章を割いて記述しています。

2 釧路湿原自然再生普及行動計画とは

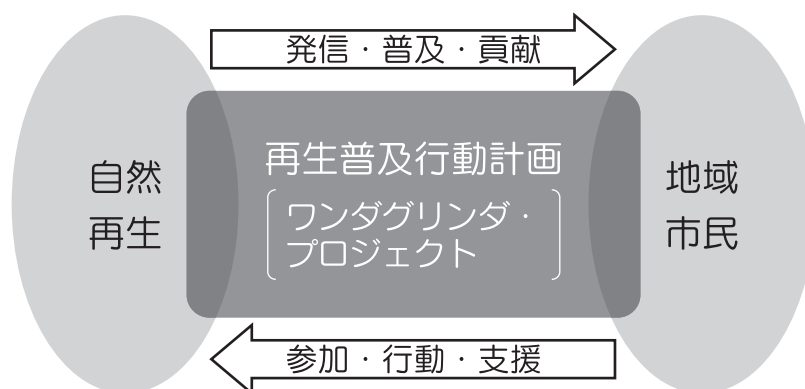
2-1 目的

- この行動計画は、自然再生推進法の趣旨と全体構想をふまえ、釧路湿原の自然再生³を、地域、市民の理解、支持、協力、参加のもとに効果的に進め、そのために幅広く環境教育活動を展開していくために作成するものです。
- 自然再生は、自然科学だけではなく、社会、文化的側面をもち、多様な利害関係者が存在します。行動計画は、自然再生の直接の実施や合意形成の場ではないものの、そうした多様な立場の人々が当事者としていろいろな形で関わり、自然再生に貢献する機会を提供することを目指します。
- 第1期の行動計画（2005～2009年度）では、釧路湿原地域での人々と湿原の接点を増やし、「関心」、「学び」を広げ、取り組む人や主体の幅も広げることができました。今回の第2期行動計画（2010～2014年度）では、そうした「関心」、「学び」の対象や機会を「さらに広げる」とともに、「参加」、「行動」につなげ、「深める」ことを目標とします。
- 長期的には、自然再生の推進のみならず、湿原の自然とともに暮らしていくために、湿原と人々のつながりをつくり、流域の社会、経済の発展に貢献していくことを目指します。
- これらにより、地域の参加を特色とする「釧路方式」を特徴づけていきます。

3 全体構想では、「自然再生」をより広く、自然の保全・回復・復元・修復・維持管理・創出などの概念を含むものとして定義しています。以下、本行動計画においても、保全（今残されている良好な自然を良好な状態で維持すること）等を含めた意味で用います。

2-2 行動計画の性格と考え方

- この行動計画は、具体的な行動をする人や地域の活動を応援するための計画です。
- この行動計画は、自然再生推進法に基づく実施計画ではありませんが、全体構想に基づく各実施計画に環境教育や市民参加を進めていくための横断的な指針として、実施計画に準じる重要な役割を担います。
- この行動計画は、自然再生実施者や事務局だけではなく協議会としての計画であり、釧路湿原の自然再生への地域、市民の関心、協力、参画を拡大していくために求められる多岐にわたる課題に対し、「できる者」が「できること」から取り組むことを原則に、目指すべき方向をまとめたものです。
- この行動計画は、「ワンダグリンド・プロジェクト」⁴実施を通して、協議会内外を問わず、誰でも参加することができるものです。ワンダグリンド・プロジェクトは、自然再生と地域・市民をつなぎ、ネットワークを広げるためのプロジェクトです。



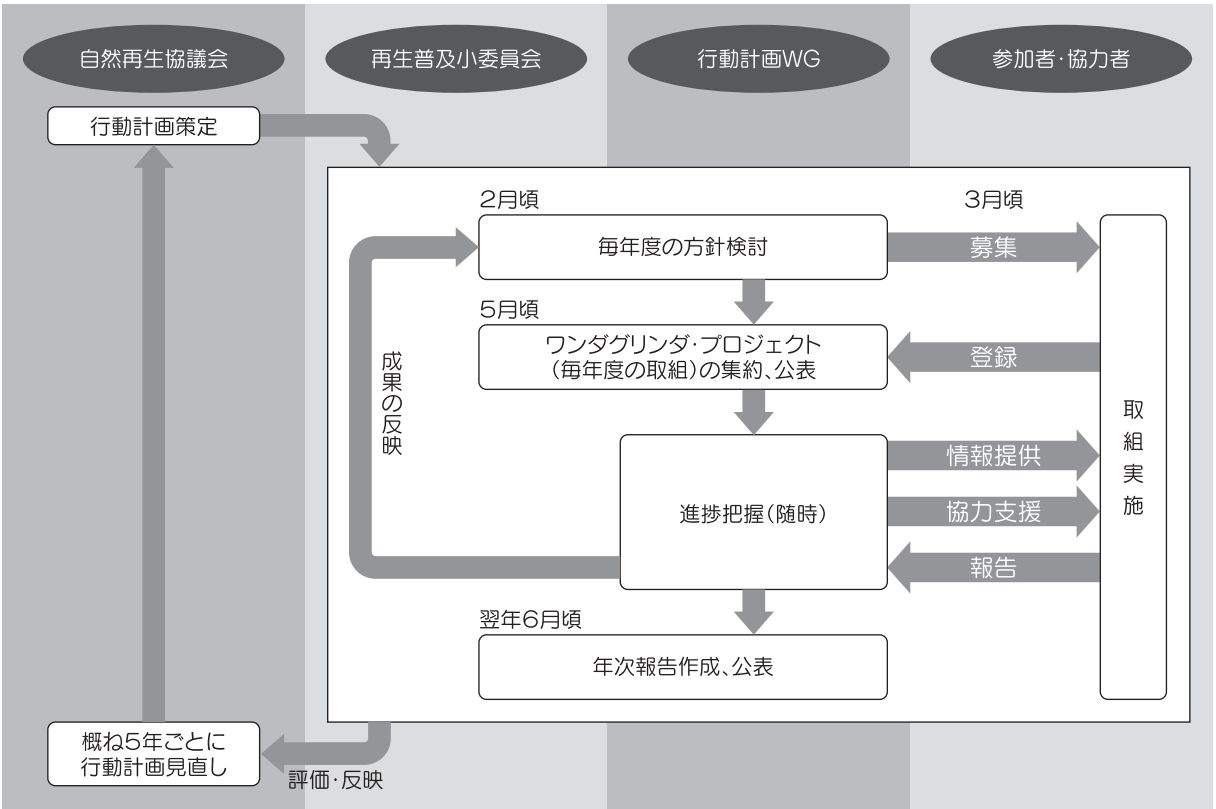
2-3 構成

- 行動計画は、第1期行動計画に整理した10の項目を、2-1に示した重点目標である「さらに広げる」ことと「深める」こと、及びそれらに取り組むうえで共通的に関わること、の3つの柱に再編し、それぞれの項目毎に取組の方向性を記載しています。また、それぞれの項目ごとに、期待される取組の例を記載してあります。
- 具体的な取組については、各年度毎に「ワンダグリンド・プロジェクト」参加事業として募集します。

⁴ ワンダグリンドとは、「Wonder」（素晴らしい）、「One」（ひとつの）、「Greenだ!」を併せた造語です。第1期行動計画の中で参加者から公募、採用し、2006年から各年度の具体的な取組みの愛称として使われています。

2-4 計画期間と進行管理

- この行動計画の計画期間は、2010～2014年度の5年間とし、全体構想の各施策の達成状況の点検にあわせて、概ね5年毎に評価し、見直していきます。
- 行動計画ワーキンググループ事務局（以下、「事務局」という）は、この行動計画の内容に沿って各主体が実施する具体的な取組を「ワンダグリンド・プロジェクト」として毎年度把握し、再生普及小委員会で承認を受けて公表し、協議会に報告します。
- ワンダグリンド・プロジェクトにより行動計画に参加する取組については、事務局から情報提供、広報支援等を行うほか、必要に応じて事業協力や助言を行います。また、それぞれの事業の実施状況を把握し、集約して発信します。
- 毎年度終了後には、事務局が実施状況を取りまとめ、公表します。各年度の実施の経験やそこから得られたアイデア等は、可能な範囲で次年度の方針に反映していきます。



2-5 推進体制

- この行動計画は、再生普及小委員会に設置された行動計画ワーキンググループが推進主体となって進めます。行動計画ワーキンググループでは、行動計画の作成や改訂作業、進捗状況の把握と進行管理に関する検討、その他行動計画の達成のために必要な具体的な検討を行います。
- 行動計画ワーキンググループの事務局は、環境省釧路自然環境事務所におきます。
- この行動計画に参加する主体は、ワンダグリンダ・プロジェクトのロゴマークを活動に使用することができます。



3 行動計画の方向性と期待される取組

○ 2005年度からの第1期計画では、人々と湿原との接点を増やし、関わる人の幅も広げることができました。2010年度からの第2期計画では、湿原に関心を持つ人をさらに増やしていくとともに、「関心」、「知識」から、「参加」、「行動」につなげ、人々と湿原の関わりを深めていくことを目指します。

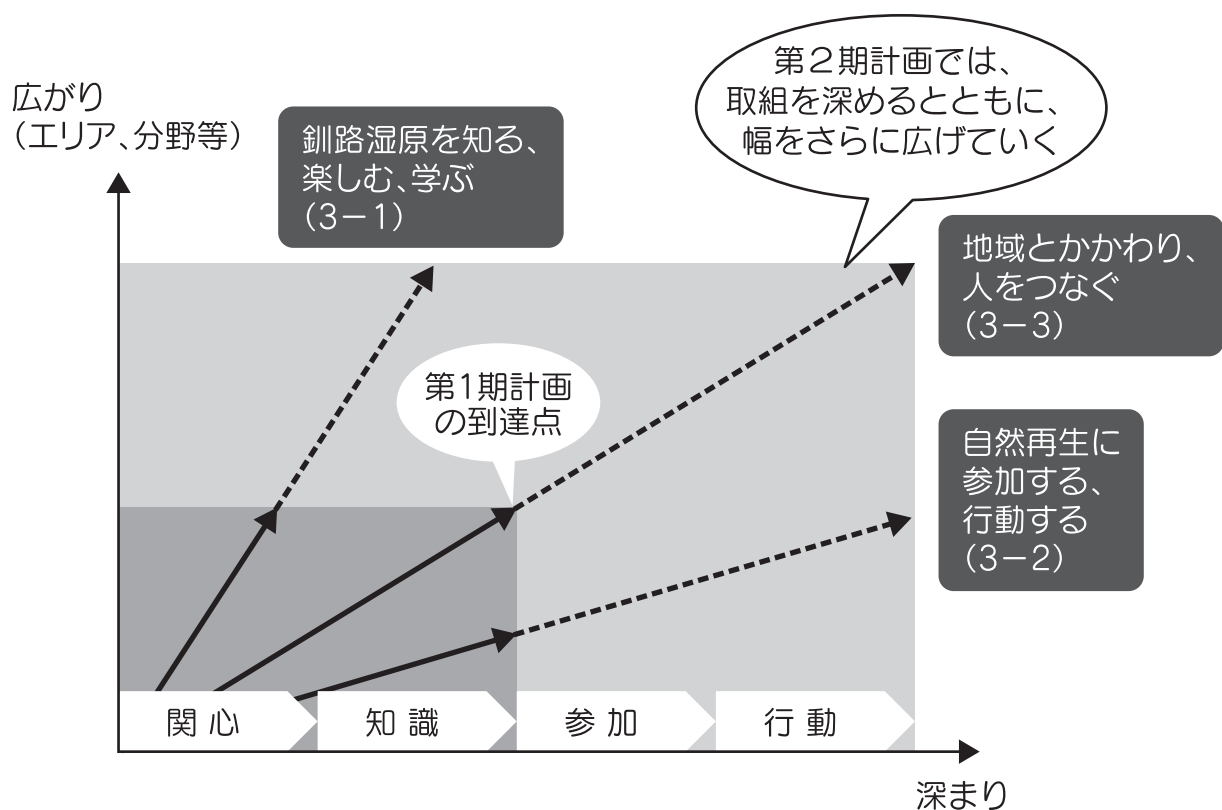
また、参加者、協力者自身で、さらなるつながり、広がりを生み出していくことを目指します。

○ 将来的には、湿原と流域の人々とのつながりをつくり、湿原の自然と一緒に暮らしていくこの地ならではの生活文化をつくっていきます。

○ 協議会はこのため、以下の3つを柱に第2期計画を進めて行きます。

- (1) 釧路湿原を知る、楽しむ、学ぶ
- (2) 自然再生に参加する、行動する
- (3) 地域と関わり、人をつなぐ

この3つの柱の趣旨に賛同する人や団体による自発的な活動、協力によって「ワンダグリнда・プロジェクト」が構成されます



3-1 釧路湿原を知る、楽しむ、学ぶ

協議会は、これまでにたくさんの人が関わって進めてきた、湿原を「知る」、「楽しむ」、「学ぶ」活動を行動計画の基盤として継続し、人々が湿原に接する「入口」と「幅」を広げていきます。

取組の方向性

- ① 人々が湿原に関心をもつための湿原との接点を増やします。
- ② 湿原のことを知り、体験し、楽しむ機会をつくります。
- ③ 湿原のことを学び、考える機会をつくります。
- ④ 湿原と人の関わりの歴史と今を伝えます。
- ⑤ 湿原で行われている取組について情報発信します。
- ⑥ 自然再生に関する情報公開を進めます。

《ワンダグリンド・プロジェクトとして期待される取組の例》

- ・ 湿原を知り、体験できる、行事やツアーの実施
- ・ 湿原に関するセミナー、展示、その他の企画の実施
- ・ メディア、出版、インターネットなどによる湿原についての発信
- ・ 音楽、アートなどの文化活動をとおして湿原のことを伝える活動
- ・ 店舗、飲食店、宿泊施設、文化施設、公共施設などの場で湿原のことを伝える活動
- ・ 学校や修学旅行で湿原のことを伝える活動
- ・ 湿原関連施設での様々な行事や情報の発信
- ・ 湿原と産業や暮らしの関わりを学び、伝える活動
- ・ 湿原の野生生物と人との関わりについて学び、伝える活動
- ・ 湿原や自然再生の状況を地域によりきめ細かく伝える活動
- ・ 自然再生に関する情報の拡充、迅速な発信

3-2 自然再生に参加する、行動する

協議会は、湿原について、気づきや知識を得た人たちが、今度は一歩進めて、様々な活動に参加し、協力、支援し、行動することで、湿原との関わりを深めていけるよう、行動計画のこれまでの経験や成果を活用して、当面重点的に活動します。

取組の方向性

- ① あらゆる立場から、自然再生に参加、協力できる機会を増やします。
- ② 湿原に関心をもち、自然再生にかかわる人を増やします。
- ③ 自然再生に参加、行動する人を支援します。
- ④ 自然再生に関する活動の情報を発信します。

《ワンダグリンダ・プロジェクトとして期待される取組の例》

- ・自然再生や湿原に関わる活動への参加、協力の機会についての情報発信
- ・自然再生や民間活動における多様なプログラムの作成と市民や地域への参加の呼びかけ
- ・子ども・親子で参加、活動する機会をつくる取組
- ・参加、行動したい人向けの交流やステップアップの機会をつくる取組
- ・市民、事業者、学校、行政の湿原に関わる活動の支援
- ・一次産業、商業、観光等、事業者や店舗への参加や協力の呼びかけ、活動の応援
- ・自然再生への協力者・協力団体の紹介、発信

3-3 地域と関わり、人をつなぐ

協議会は、自然再生と地域や人とのつながりをつくり、関心、学び、参加、行動、協力、支援のそれぞれを広げ、将来にわたって湿原の自然と一緒に暮らしていける、地域の持続的な発展をめざします。

取組の方向性

- ① 流域を視野に自然再生と地域の持続的発展の両立を目指す取組を進めます。
- ② 湿原への来訪者、滞在者向けのサービスを改善し、人々と湿原との関わりを創り出していきます。
- ③ 人、組織、施設をつなぎ、自然再生を支えるネットワークづくり、雰囲気作りを進めます。

《ワンダグリンド・プロジェクトとして期待される取組の例》

- ・地域の魅力創出に貢献する湿原の新しい楽しみ方の提案、実践
- ・自然再生、地域の産業や文化を活用した、新たなツーリズムの実施
- ・湿原に関するさまざまな情報とあわせた、観光、宿泊、飲食等に関する情報提供の実施、ツーリストインフォメーション機能の整備
- ・湿原関連の情報集約を進め、公園利用施設に加えて、新たに観光拠点、商業施設、交通機関等での情報提供の実施、サービスの拡充
- ・都市や海外との交流プログラム、地域間連携による事業の実施
- ・流域、圏域の自然系施設間の情報交流、連携事業の実施

参考資料

再生普及行動計画ワーキンググループ名簿

<個人>

- 金子 正美 (酪農学園大学環境システム学部生命環境学科教授)
清水 信彦
新庄 久志 (釧路国際ウェットランドセンター主任技術員・環境ファシリテーター)

<団体>

- NPO法人釧路湿原やちの会
釧路湿原国立公園ボランティアレンジャーの会
釧路市民活動センターわっと
釧路シャケの会
釧路武佐の森の会
こどもエコクラブくしろ
ボランティアネットワーク・チャレンジ隊

<関係市町村>

- 釧路市 釧路町 標茶町 弟子屈町 鶴居村

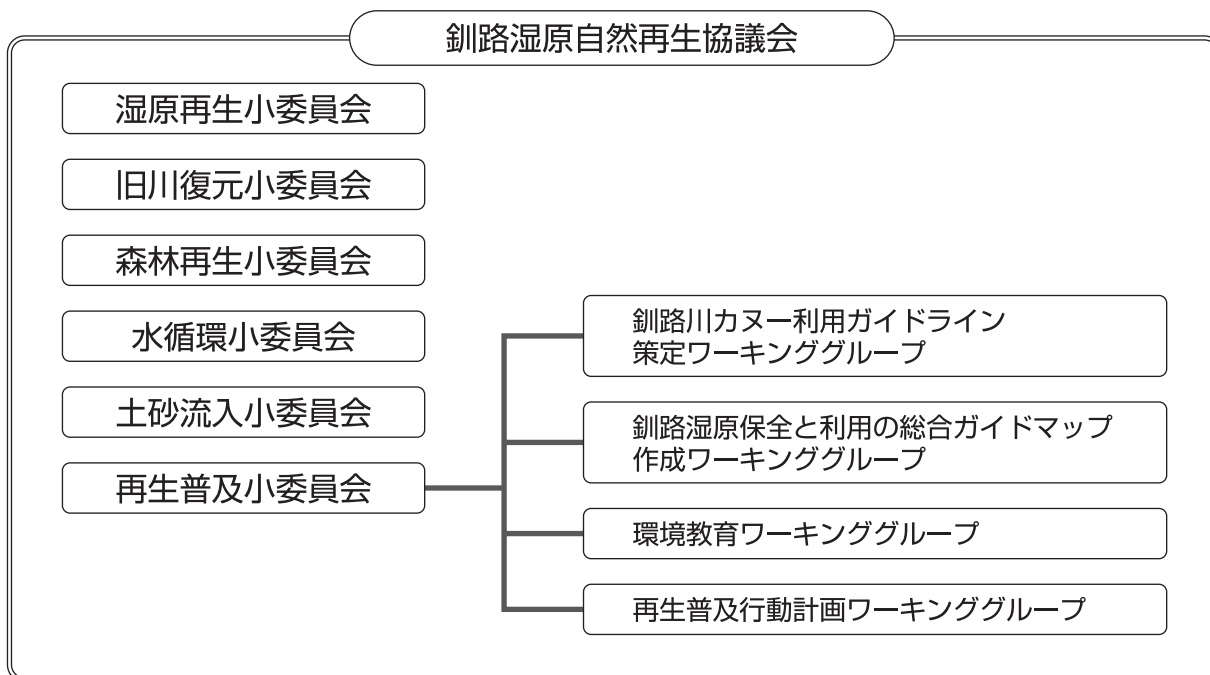
<関係行政機関>

- 国土交通省北海道開発局釧路開発建設部
林野庁北海道森林管理局釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター
北海道釧路支庁
北海道教育庁釧路教育局

<ワーキンググループ事務局>

- 環境省北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所
財団法人北海道環境財団

協議会構成図



第2期 釧路湿原自然再生普及行動計画

釧路湿原自然再生協議会 運営事務局
(環境省北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所)

お問い合わせ 〒085-8639

釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎 4階

TEL:(0154)32-7500 FAX:(0154)32-7575

メールアドレス:NCO-KUSHIRO@env.go.jp



この印刷物は環境にやさしい大豆油
インキと再生紙をしようしています。